

第1回 多治見市財政問題市民懇話会主な意見など

平成29年5月19日(金) 10:00～12:00

多治見市役所 5階第1会議室

＜出席委員＞ 森岡委員、木塚委員、佐藤委員、押川委員、神谷委員

＜欠席委員＞ 山下委員

＜事務局＞ 打田総務部長、伊藤財政課長、小栗、小木曾

1 総務部長あいさつ

2 自己紹介

3 会長及び副会長の互選

会 長 森岡委員

副会長 木塚委員

4 議 題

(1) 平成27年度決算から見た多治見市の財政状況について

(2) 多治見市健全な財政に関する条例に基づく財政運営について

(3) 地域振興基金の活用について

(4) その他

主な意見等

(1) 平成27年度決算から見た多治見市の財政状況について

① 民生費が増加傾向にあるが、主な要因は何か。

⇒ 高齢化に伴い、民生費が増加傾向にあるのは全国的な問題と認識している。また、子育て施策の充実も要因の一つ。衛生費や土木費などはその年の事業によって歳出額が増減するのに対し、民生費の伸びは顕著であり、なかなか減らすことができない経費である。扶助費についても平成17年度と比べて倍増しており、歳出全体の大きなウエイトを占めている。今後は費用を捻出するためにどうしたらいいのかが課題。

② 市民から多治見市は財政が苦しいと聞いたことがあるが実際はどのような状況か。

⇒ 本市には大企業が少ないため、収入の大部分を個人の税金収入に頼っている構造である。景気によって収入の増減はあるものの収入が急に増えることはないため、国からの交付税措置がある借金しか借りないなど、上手にやりくりをしている状況。収入が多ければ、すべて

の要望に応えることができるが、できないことから「苦しい」と説明している。本市の場合は収入が少ないので裕福ではないが、健全な経営であるといえる。

- ③ 3 ページの目的別歳出の推移をみると、平成 25、26 年度の総務費が前後の年度と比べて高いのは駅北庁舎建設のためか。

⇒ そのとおりである。

- ④ 4 ページの性質別歳出の推移で、人件費が減って物件費が増えている理由は職員数が減少した分を臨時職員で補っているため、賃金の支出が増えたことによるものか。

⇒ 人件費は平成 17 年度の合併当時と比べて減っているが、物件費は増えている。物件費には臨時職員の賃金の他に施設の管理費も含まれている。本市では図書館、文化会館、体育館等に指定管理者制度を導入しており、当時、職員が管理していたものが業務委託に移行したことにより、経費も人件費から物件費に変わってきている。

(2) 多治見市健全な財政に関する条例に基づく財政運営について

- ① 近隣で財政警戒事態宣言、財政非常事態宣言を発令した自治体はあるか。

⇒ 健全な財政に関する条例の 4 つの指標は多治見市独自の指標のため、他の自治体では算出していない。また、地方財政健全化法に基づく 4 つの指標は全国で算出しているが、近隣でこの指標の基準値に抵触している自治体はない。

- ② もし、多治見市が財政非常事態宣言を発令する事態があるとすれば、どのようなケースが想定されるか。

⇒ この条例の目的の一つは議会との関わりを持つことである。例えば、先行投資をして一時的に財政が悪くなる（財政健全基準を満たさなくなる）としても、将来の収入増につながる事業を行う場合、「財政健全基準を満たさなくなるから事業を行わない」という判断をするのではない。一時的に財政健全基準を満たさなくなるとしても収入増につながるのであれば、将来への投資として捉え、財政再建計画を策定したうえで、議会に説明し、議会とともに事業を行うかどうかの判断をする仕組みとなっている。

(3) 地域振興基金の活用について

- ① 取崩し上限額の 1 億円はどのように決めたのか。

⇒ 上限額を設けることについては、際限なく使うことを防ぐことと長期にわたり継続しなければ事業の効果が表れないことから設定。1 億円の根拠については、約 20 年間使用でき、地域の課題に対応する事業を長期に継続して実施することが十分可能であるため。当然、事業費が 1 億円に満たない場合は毎年 1 億円を使い切るものではない。また、効果が表れない場合は、随時、新規事業の追加や見直しを行っていく予定。

- ② 地域振興基金の使途はソフト事業に限定されているが、基金の充当事業がソフト事業であるという確認はどのように行うのか。

⇒ 施設整備費などの資産形成に繋がる経費への補助のように曖昧な部分はあるが、充当事業がソフト事業であるかどうかは予算編成等において確認をしていく。

③ 地域課題に対する具体的な対応策はあるのか。

⇒ 現実的な問題として、区の構成世帯数が減少傾向にあり自治組織自体が弱体化してきている。従来からの行事等を継続するだけで、防災対策等の新たな課題に対応できない自治組織が多い。こうした課題の対応策として、組織の強化や集会所施設整備補助の助成拡充などに活用できないか検討している。組織の強化については、「(仮) 自治組織アドバイザー」を設置し、自治会からの相談やニーズの把握を行い、市民と一緒に解決策を見出しながら効果のある事業につなげられるような施策を検討している。

(4) その他(使用料・手数料の見直しについて)

① 公共施設マネジメントは今後の財政に影響を与えると思うが、施設の使用料を値上げすると利用者は減少するか。

⇒ 今回の料金改定の基本的な考え方は、消費税引き上げ分の料金への転嫁と施設の費用を利用者が使用した時間と占有面積に応じて負担していただくよう見直したものである。ただし、使用料が大きく変わらないよう、近隣市などの類似施設と比較をしながら調整を加えた。

料金を値上げしたことが利用者の減少に繋がるのかについては、全く影響がないとは言えないが、使用者にある程度の費用負担を求めていく必要があると考え見直したもの。

マネジメントの面では、施設の廃止や統廃合を検討していかなければいけないが、施設を維持する場合の費用負担についてどのような形で使用者に求めていくのか、今後、市民アンケートも参考にしながら慎重に進めていきたい。